

2018年7月1日より施設使用取消に伴う 使用料の還付が窓口でできるようになります。

還付の受付時間	午後8時30分まで
注意事項	総額が3万円を超える場合は、後日の還付となります。
持ち物	還付金請求の際は、代表者の印鑑をお持ちください。 ※認印要(シャチハタ不可)
	代表者以外の方が還付請求される場合は、委任状をお持ちください。

※還付金の準備に時間を要する場合があります、事前にご連絡ください。

※口座振込での還付を希望される場合、振込手数料は利用者負担となります。

還付の流れ

